

島本町教育委員会 会議録（令和2年第2回 定例会）

日 時	令和2年2月6日（木） 午前9時30分 ～ 午前10時45分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	持田教育長、高岡教育委員、西山教育委員、森田教育委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長 （教育総務課）島本主査 （教育推進課）川口課長 （子育て支援課）南田課長 （生涯学習課）奥野課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第2号議案 令和元年度教育費補正予算（案）について 第3号議案 令和2年度教育費当初予算（案）について 第4号議案 工事請負契約の締結について 第5号議案 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について 第6号議案 教職員（管理職）人事について
議 決 事 項	第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和2年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議記録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、藤田教育委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

それでは、第2号議案「令和元年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

それでは、第2号議案令和元年度教育費補正予算(案)についてご説明いたします。本議案は、2月の定例会会議に提出する予定のものでございます。第2号議案資料の1ページ目をごらんください。

まず、歳入のほうでございます。「款」国庫支出金「項」国庫負担金「目」教育費国庫負担金、幼稚園費負担金290万1,000円の減額、「項」国庫補助金「目」民生費国庫補助金、児童福祉費補助金76万6,000円の減額、「目」教育費国庫補助金、学校施設整備費補助金9,000万円の増額、幼稚園費補助金107万4,000円の減額、社会教育費補助金87万2,000円の減額、「款」府支出金「項」府負担金「目」教育費府負担金、幼稚園費負担金782万円の増額、「項」府補助金「目」民生費府補助金、地域福祉子育て支援交付金49万2,000円の減額。児童福祉費補助金76万6,000円の減額、「目」教育費、府補助金、教育総務費補助金2万3,000円の増額、「款」諸収入「項」雑入「目」雑入47万3,000円の減額、の合計で9,049万9,000円を増額するものでございます。減額するものにつきましては、事業実績及び見込みに基づき減額するものでございます。また、増額の主な要因といたしましては、教育費国庫補助金の学校施設整備費補助金の9,000万円でございます。こちらにつきましては、国におきまして、児童生徒1人1台コンピュータの実現を見据えた学校ICT環境の整備、いわゆるGIGAスクールを行うため、来年度補正予算を国において成立させましたことにより、本町においても、同内容の整備を行うための予算を計上するものでご

ございます。詳細につきましては、歳出において、説明をさせていただきます。

続きまして、2ページをお開きください。こちらは歳出のほうでございます。「款」教育費「項」教育総務費「目」放課後子供支援費93万7,000円の減額、「項」小学校費「目」学校管理費732万9,000円の増額、その下の「目」教育振興費1億3,160万円の増額、「項」中学校費「目」学校管理費692万円の減額、さらに、その下の「目」教育振興費6,000万円の増額、「項」幼稚園費「目」幼稚園費3,045万4,000円の減額、「項」社会教育費「目」社会教育総務費537万3,000円の減額、「目」青少年費55万4,000円の減額、「目」文化財保護費213万円の減額、「目」歴史文化資料館管理費1万1,000円の減額、「目」生涯学習費46万5,000円の減額、「目」スポーツ振興費14万8,000円の減額、歳出合計で、1億5,193万7,000円を増額するものでございます。

3ページから4ページまでの、歳出内訳説明書につきましては、先ほど申しあげた内訳の詳細を事業別に記載をさせていただいております。減額するものにつきましては、いずれも、事業の見込み額が確定し、不用額が見込まれものについて、減額をするものでございます。また、増額につきましては、小学校の管理費の光熱水費は、今年度の支出見込に伴い、不足額について増額をさせていただきものでございます。

次に、学校運営事業の備品購入費は、第二小学校で、来年度に教員が増加する見込みでありますことから、机や椅子などを購入するものでございます。さらに、その下の教育振興費の需用費は、小学校で令和2年度から教科書の採択かえに伴いますことから、教職員用の教科書及び指導書を購入するものでございます。さらに、小学校振興費の委託料1億2,000万円と。中学校教育振興費の委託料6,000万円の増額につきましては、先ほど歳入のほうでご説明をいたしました、GIGAスクールに関連する予算でございます。国におきましては、教育におけるICTを基盤とした、先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在も学校ICT環境の整備が遅れており、自治体間の格差が大きいものと考えられております。課題解決には、令和

時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務であると、国においては考えられております。

このため、1人1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウドの活用の推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクルの徹底等を進めることや多様な子供たちを誰一人取り残すことのない構成に、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現をすると、このようにされておられます。

追加で参考に、横1枚の児童生徒1台コンピュータの実現を見据えたパッケージと、これが国のほうで示されております、説明の資料として配布されたもので、これのハード整備というのがあって、この項目の上から2段目のところをごらんください。こちらのほうに、高速大容量の通信ネットワーク、令和2年度までに、全ての小中高、特別支援学校等で、校内ネットワークを完備、2分の1補助と書かれておりますけれども、こちらが、いわゆるGIGAスクールにおけるネットワーク整備というのでございまして、この場合、国から1校当たり補助対象校費が3,000万円を上限とした、2分の1の補助を行うというものでございます。

そのために、今回の補正予算におきまして、島本町の小学校が4校ございますので、4校分の整備費として、委託料、1億2,000万円。それから、中学校のほう、こちら2校ございますので、6,000万円を歳出の予算として計上させていただいたものでございます。

なお、先ほどの横長のこの用紙のハードの1行目のところでございますように、児童生徒1人に1台コンピュータを実現。1台当たり4.5万円を補助、令和5年度までに小中全学年で達成というものにつきましては、こちらに書いてますように、令和5年度までに1人1台の端末を整備するよということ、国のほうから示されております。本町におきまして、整備の時期というには、現段階においては、検討中ということで、令和5年度までには、整備をしていきたいと思っておりますが、時期につきましては、調査検討してまいりたいと考えております。

それでは、議案資料のほうにお戻りください、5ページのほうでご

ございます。今回のG I G Aスクールのネットワーク整備費につきましては、国において、令和元年度の補正予算でありますことから、繰り越しして令和2年度に事業を実施いたします。このことから、1億8,000万円を繰り越して、本町にしても事業を実施していきたいということで繰越明許費を設定させていただいております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長 これより本案に対する質疑を行います。質問がある方は挙手をお願いいたします。

教育委員 G I G Aスクールというのを初めて耳にしたのですが、今説明のあった内容がG I G Aスクールというものだと考えて良いのでしょうか。また、校内ネットワークの整備をされるということですが、W i - F i が校内全域にいきわたるといえるのでしょうか。

それから、学校管理費の光熱水費のところですが、光熱水費はある程度余り増減しないように感じているのですが、今回増えた理由というのがあるのか教えてください。

次長兼教育総務課長 国のほうでは、児童生徒1人に1台のコンピュータを整備するというので、これをG I G Aスクールと言っております。英語でG l o b a l ・ a n d ・ I n n o v a t i o n ・ G a t e w a y ・ f o r ・ A l l ということで、全ての子供に最もふさわしい教育をという、頭文字をとってのG I G Aスクールということで名称をつけられております。先ほど申した内容が、G I G Aスクールの説明ということになります。

また、1人1台を学校の中で一斉に使ったときに、通信速度が遅くならないようなネットワーク環境を整備するというので、ハード整備を令和2年度中に行うのであれば、補助金の対象となるということになっておりますので、本町としても、この補助金を活用して事業を進めてまいりたいということで、今回予算を計上させていただいているものでございます。

それから、学校管理費の光熱水費のほうでございますが、こちらにつきましては、本町の予算計上の仕方という部分で、過去3年分の光熱水費を平均して、計上させていただいております。平成30年度

に、第四小学校の校舎を増築しておりますが、実際電気代や水道代がどのくらい増えるかわからなかったもので、これまでどおりの予算計上という形で、平成30年度と平成31年度の予算は作成していきましたが、不足額が生じてしまったということです。

委員ご指摘のとおり、施設としては通常の使い方をしていれば、そこまで大きく変動するということはないのですけれども、そうした事情から今回不足額が生じているため予算計上させていただいております。

教育委員

ただいまの説明のICT環境整備の件ですが、予算の約1億8,000万すべてが環境整備に使われるという理解でよろしいのでしょうか。また、1年間でこのICT整備が完了する見通しがあるのかどうかも合わせて、お聞かせ願いたいと思います。

それから、教育総務費の補助金として教育コミュニティづくり推進事業費補助金というのがございます。この項目ですが、おそらく例年されているとことかなと思うのですが、内容についてどういう事業を行っているのか、補足説明していただけたらと思います。

次長兼教育総務課長 国のほうから、補助対象経費は1校あたり最大3,000万円と示されておりますので、各学校の中で整備費がどれくらいかかるのかというのは、まるまる1校あたり3,000万円ほどかかるのかどうかも含めて、現時点においては、まだわからないところはございますが、できるだけ財政的な負担はかからないような形で事業をしていきたいということで、1校あたりの最大の金額を予算計上させていただいております。

国が申しているのは、全国の小中学校に全てにICT環境を整えていくということで、現在、一斉にほぼ全国で動き出している実情がございまして。こういう整備をできる業者というのは、やはり、ある程度絞られてくるところもございまして、我々としてもいち早く対応していく必要があるということで、今回2月に急遽、補正予算を上げさせていただいているところはございます。そのため、予算を議決いただきましたあかつきには、できるだけ速やかに、事業に着手して、何としても令和2年度中に事業を終えていくというような形で、取り組んでまいりたいと考えております。

子育て支援課長 教育コミュニティづくり推進事業補助金につきましては、各小中学校で実施されております放課後の自学自習と、各小学校で実施されております放課後子ども教室推進事業が補助対象となっています。

教育委員 校内ネットワーク整備業務には、通信料もかなりかかってくるのかなと想像しているのですけれども、そちらはどれくらいかかるのでしょうか。

次長兼教育総務課長 通信料につきましては、すでに学校では一定W i - F i 整備をさせていただいておりますが、国の示されているほどの通信速度がないため、今回整備をしていくということで考えております。それに伴って、通信料がどれくらい変わるのかというのは、また試算ができていないのですけれども、当然今後そういった検討も必要だと思っております。なお、通信費等につきましては、今回の金額には含まれておりませんので各自治体のほうで、最終的には負担をしていくという形になってまいります。

教育委員 国からの補助金について、令和2年度に消化できなければ、返金しなくてはならないというようなこともあるのでしょうか。

またランニングコストは、各自治体負担ということですから、その予算については、後々組まれるという理解でよろしいでしょうか。

次長兼教育総務課長 まず、予算ですが、国からの予算というのは、令和元年度、今年度中に予算を成立させて一回繰越しをいたしまして、繰り越した額は、翌年度に使う事業をやっていくというような形が、求められております。

補助額としては、1校あたり3,000万円の2分の1ということで、国からは6校分合わせて9,000万という形になってくるのですが、当然、学校ごとに3,000万円使うかどうかというのはこれからになってきますので、最終的には事業を行った額の半分という形で確定します。お金が入ってくるのは、事業が終わったあとになりますので、補助金はその事業に見合った額でしか入ってこないという形になります。

通信料などについては、現在もW i - F i を使用するための予算を毎年計上しております、この額が今後の整備によって大きく変わるということであれば、それは当然、予算計上等は、させていただく必

要はあると思っております。

教育長

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。それでは本案に対する討論を行います。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので討論を終結いたします。それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第3号議案、令和2年度教育費当初予算案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

それでは第3号議案、令和2年度教育費当初予算案につきまして、ご説明を申し上げます。まず、議案資料の1ページをごらんください。こちらの1ページ、及び2ページは、教育費当初予算案の歳入のほうを、記載させていただいております。

歳入の額は2ページ目の一番下の欄に記載をさせていただいております。総額で、13億1,247万5,000円、前年度に比べまして11億81万3,000円の増額になっております。こちらにつきましては、第三小学校でA棟の建替工事の実施に伴い、交付金それから町債によるものが主な要因となっております。

続きまして、3ページのほうをお開きください。令和2年度教育費当初予算案のうちの歳出について記載をさせていただいております。歳出の総額は、こちらは表の一番上の欄になっております。本年度の予算案につきましては、23億2,943万円で、前年度に比べまして13億7,546万5,000円の増額となっております。大きな要因といたしましては、歳入でもご説明いたしましたように、第三小学校A棟の建替工事が要因となっております。

それから、4ページと5ページには、債務負担行為を設定したものを記載させていただいております。こちらの内容につきましては、例年と大きく変わるものというものは特段にございませんが、第三小学

校の整備に伴っての仮設工事の賃貸借の設定いたしました。

続きまして、6ページは令和2年の教育費当初予算のうちの歳出の施策事業として、主なものを記載させていただいております。上段の学校施設の長寿命化計画策定業務でございますが、こちらにつきましては、学校施設の中長期的な更新・維持管理等行うため、計画を策定するものでございます。

それから、その下の第一小学校屋上防水改修事業ですが、老朽化した、第一小学校一部の屋上の防水工事を行い、長寿命化を図るものでございます。

それから、旧キャンプ場撤去事業でございますが、こちらにつきましては、平成31年3月末に閉鎖したキャンプ場の撤去を行うための実施設計を行うものでございます。

簡単でございますが説明を終わらせていただきます、よろしくご審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。質問がある方は挙手をお願いいたします。

教育委員

学校施設長寿命化計画策定業務について、内容をもう少し詳しくお話しいただけますでしょうか。

次長兼教育総務課長 学校施設長寿命化計画でございますが、まず、大もとの公共施設等総合管理計画というものを、島本町では策定しております。これは、いろいろな町の施設を、今後どういう形で管理していくのか計画を定めたもので、平成28年度に策定をしております。各学校施設については、この総合管理計画に基づいた、個別の長寿命化計画を令和2年度までに策定するよということ、強く文部科学省のほうから求められておりますことから、本町におきましても、令和2年度に策定するものでございます。

計画の内容としては、施設の現況や老朽化具合の調査を行いまして、学校施設は当然、躯体もあれば、電気や給排水、照明関係や備品関係もありますので、そういったものがどれくらい傷んで、今後どういう形で更新をしていくのが、長寿命化するの中で一番望ましいのかというようなことを、費用や更新時期を含め計画を立てていくというようなものを考えております。

国のほうからは、検討中であるとは聞いておりますが、こちらの計画をつくっていないければ、交付金がもらえなくなる可能性があるということも考えられますことから、令和2年度中に策定していくというようなことで、今は考えております。

教育委員

この計画を使って、これからの学校設備全般において、老朽化したところや電気設備で必要なところの予算を確保していくということの意味合いでよろしいのでしょうか。

次長兼教育総務課長 今回のこの計画は、あくまでも施設をどういう形で、今後維持・管理していくのが良いのかという計画を策定するもので、概算費用として、仮にこの計画の中に落としこんだとしても、その時々の実態を見ながら判断をしていく必要があると思っています。

費用につきましては、この計画を策定すれば、今後必ずその予算を町として確約するものではありませんが、更新に必要な費用の目安として、挙げていくというような形になります。今回の計画については、施設の長寿命化をするに、どういうところが悪いのか良いのかということ、判断するものになってまいります。

教育委員

歳出の3ページのところですが、特定財源のその他はどういった財源になるのでしょうか。

また、今回、社会教育費の中の社会教育総務費が前年度に比べて、大分削減になっていますが、その財源が一般財源のほかに、その他しかないのですが、この削減された77.1%分というのは、もともとあった特定財源が削減されたのか、一般会計が削減されたのか、どちらになるのでしょうか。

それから、今回この会議で議決した後に、議会にかけられると思うのですが、これが否決されることがあるのかを教えてくださいたいと思います。

生涯学習課長

社会教育総務費の減額理由につきましては、削減によるものではなく、令和2年度から会計年度任用職員という制度が始まりまして、令和元年度まで、嘱託職員と歴史文化資料館館長の報酬を社会教育総務費として計上していたものを、令和2年度からは、それぞれ文化財保護費と、歴史文化資料館管理費のほうで計上したことによるものとなっています。

次長兼教育総務課長 財源内訳のその他につきましては、例えば、町の基金や分担金などが主なものになっております。

予算については、当然、町長名で議会のほうに予算を提出させていただきます。その際にはこの教育費だけではなくて、全体的に町の予算としてどうなのかというところで、提出させていただきます。議員の皆様には、教育費以外も当然ほかの項目で、予算の内容が来年度予算として適切なのかどうかという部分を審議していただき、ふさわしくないということであれば、修正等の話というのは出てまいります。例えば、教育費のほうで申しますと、教育費のこの部分がちょっとふさわしくないということになれば、それを除いた形で、例えば、承認を先にして、残りの部分については継続で審議をするとか、いろんな方法はあるのですけれども、全部を当初予算として認めないというふうなこともあるかもしれないのですが、基本的にはふさわしくないなというところは外して、それ以外のところは認めていただいて次年度4月1日から予算執行していくというような形はとることはあります。

本町におきまして、過去にはそういう事例は、何回かはあるようです。ですので、我々としては、当然そういうことがないように精査をした上で、予算の提出というのは、都度させていただいているつもりではございますが、やはり審議をしていただかなければ、最終的にはどうなるかというのはわからないので、我々としても、否決されないように形で、進めてまいりたいとは思っております。

教育委員

2ページの教育使用料の幼稚園使用料のところ、預かり保育料というのがあるのですけれども、預かり保育料はどうなったかというところを教えてくださいたいと思います。

子育て支援課長

幼稚園使用料につきましては、昨年10月からスタートしました幼児教育保育無償化に伴いまして、いわゆる本保育料といいますか、幼稚園使用料については無償化されております。

預かり保育料につきましても、無償化対象になってはいますが、いったん徴収をさせていただいて、その後、利用日数に応じてご請求いただき返金いたしますことから、預かり保育料のみ計上しております。

教育委員

最後6ページの旧キャンプ場撤去費用について、予算が計上されておりまして、施設の撤去のための実施設計を行うということですが、

こちらも全て撤去するための土木関係の予算という形でよろしいのでしょうか。今後の計画やそれに伴う予算の見通しがあるのであれば、教えていただけますか。

生涯学習課長

撤去事業の当初予算については、実施設計の予算を計上しているものでございまして、今後、実際の解体工事に係る費用は、別途計上していくことになっております。

今後については、関係部局と検討を図ってまいりましたけれども、今回は全て撤去しまして、この場所を自然にかえすという形で、今後何かを建てるというような計画はございません。

教育長

ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので討論を終結いたします。それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第4号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

それでは、第4号議案、工事請負契約の締結につきまして御説明を申しあげます。

資料を2枚目めくっていただいて、議案資料というところ、議題の上のほうに空白号の議案資料、こちらをご覧くださいようお願いいたします。タイトルは工事請負契約の締結についてということで、工事の概要でございますが、名称が町立第三小学校A棟の建替工事でございます。工期につきましては、議会の議決日から令和3年10月31日までとなっております。

それから、契約金額につきましては、1ページ前のところに書かせていただいておりますが16億3,570万円で、契約業者につきましては、住所、大阪市北区紅梅町2番18号、氏名、松井建設株式会

社大阪支店執行役員支店長忽那次男氏でございます。

契約方法につきましては、制限付き一般競争入札で、契約保証金は、履行保証保険の納付をしていただく予定としておりますので、島本町財務規則第117条第1号により免除とさせていただきます。

それでは、資料の2枚めくっていただきまして、整備後の配置図というA3の資料をつけておりますので、そちらをご覧ください。こちらが工事平面図となっております。現在のA棟、それからB棟、C棟の上の新A棟を今回建てています。建てた後に、現A棟を解体していくというような工事内容となっております。

次のページ以降、右下にページ番号を入れておりますが、4ページ以降が1階の平面図、それから2階の平面図、それから3階の平面図、それから4階の平面図を添付させていただきます。

かねてからご説明させていただいておりますが、備品等は現在のA棟のものを新A棟のほうへ移すという形になります。ですから、通常教室等はありません。特別教室、職員室、音楽室、理科室、そういったものがこのA棟のほうに入っていくというような形で、工事を進めてまいります。

それから、最後の工程計画表案というのをご覧ください。議会の議決後に、今年度は工事の準備に入らせていただきます。これが3月の間になってまいります。現在、仮設校舎を設置しているところでございますが、こちらは3月20日ごろに完成を目途に進めさせていただきます。

仮設校舎を設置後、春休み中に引っ越しの作業等を行っていく予定としております。令和2年度の真ん中あたり中段の2個目のところを、見ていただいたらわかるのですが、令和2年度の1学期から仮設校舎とそれから現A棟を、併用した授業を行ってまいります。

新A棟の建設は、令和2年度末、丸々1年間をかけて、建替工事を進めていきたいと考えております。その後、新A棟が完成した後に、特別教室の引っ越し作業を行ってまいります。現A棟から新A棟のほうへの引っ越し作業を行いまして、令和3年の4月から、新A棟と仮設校舎を併用した形で授業を進めてまいります。

その後、現在のA棟の解体工事を令和3年の4月から7月ぐらいま

でをめぐりに行っていきまして、外構工事、それから仮設校舎のほうの解体工事は、令和3年の8月、それから9月、2カ月ぐらいをめぐりに行っていききたいと、このように考えております。ですので、新A棟、それからB棟、C棟を一体的に使った授業というのは、令和3年度の2学期から、こちらのほうで実施をしていくということに現在考えております。

この工事につきましては、授業を行いながら工事を行っていくと、児童が当然いながら工事を進めていくということになりますので、安全対策には万全を期して、進めてまいりたいということで、学校現場のほうとも、十分に調整しながら工事を進めていきます。以上、簡単でございますがご説明を終わらせていただきます、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長 これより本案に対する質疑を行います。質問のあるかたは、挙手をお願いいたします。

教育委員 この入札の経過をもう一度確認させてください。また、今回の応札は1社だったのでしょうか。

次長兼教育総務課長 今回の工事、業者選定にあたりましては、一般競争入札で一度入札をさせていただいて、結局応札がなく、1社の値段は入っていたのですが、辞退という形でしたので、最終的には、1回目のときには、応札業者がいなかったということで、もう一度入札をさせていただいております。

そして、1回目につきましては、令和元年の9月30日に告示をさせていただいております。1社も応札がなかったということで、設計内容等を見直した上で、もう一度、一般競争入札で、予算の範囲内で見直しを行い、令和元年の12月6日に最後告示をさせていただいて、今回一般競争入札を実施させていただきました。金額のほうを見直した上で、発注をさせていただいております。その入札の結果につきましては、資料のほうの入札調書というのを、1ページ目の下のところに、つけさせていただいておりますが、こちらが入札の結果のほうになっております。

委員ご指摘のとおり入札には1社、この松井建設株式会社大阪支店さんが、1社だけ応札がございまして、こちらのほうも予定価格の範

圏内でございましたことから、今回、落札者とさせていただいております。最終的には、議会の議決をもって、本契約という形で、今回議案の提案をさせていただいております。

教育委員

入札調書の3から7までの価格が最初るときから変わったということですね。この括弧の中に書いてあるのが、以前の金額ではないのですか。

次長兼教育総務課長 括弧の中は消費税抜きの価格で、記載をさせていただいております。左側のほうが消費税込みという価格になっておりまして、予定価格のほうが、1回目のときには、消費税抜きで申し上げますと14億5,400万でございましたものを、2回目のときには14億9,300万、これで価格設定を行っております。

これに伴いまして、予定入札の低入札価格調査基準価格や失格基準価格を財政のほうで設定していくのですけれども、当然予定価格がかわれば、ここの基準額というのは変わってまいりますので、見直しはかけさせていただいた上で、入札のほうはさせていただいております。

教育委員

予定価格が4,000万ほど増額になった理由について、簡単に説明をいただいたらと思います。

次長兼教育総務課長 今回、再度入札をするにあたって、何が要因なのかというのを内部でも検討させていただきました。大きく1つ挙げられますのは、ちょうど8月ぐらいに、コンクリートの原材料費が高騰しているということがございました。設計したときには、その価格の部分が反映できていなかったもので、そういった部分の見直し、ほかにも全体的に見直しをかえた上で、今回予定価格を約4,000万近く上げた形で入札に臨ませていただいたというところでございます。

教育委員

計画参考図の議案参考資料1になりますけれども、これを見る限り、仮囲いをとって、子供たちがどういう通路で安全通路に行って、仮設校舎に行くのか動線を考えていたのですが、今見る限りでは、現A棟のところを通過して、安全通路に行くことが予想されるのですが、どのような動線をされているのか、ちょっとお伺いしたいのです。

次長兼教育総務課長 仮設の計画参考図の部分で真ん中あたり、ちょうど委員がご指摘のとおり、体育館の上のところ仮設渡廊下というところの表示があると思いますが、ここに沿って仮囲いというのをつけてまいります。ぐ

るっと安全通路のほうに回ってということで、つけております。

子供たちには、はっきりとこういう形でというのは、まだ業者のほうとは詰めていないものですが、今、この図面だけで申しあげますと、体育館のところと、それから仮設の渡廊下あたりから、仮設のほう、下の方に行ってください、朝、交通誘導員は真ん中のところに立ちます。こことこの安全通路のところに、点検工事用ゲートというところがあると思いますが、このあたりを朝の場合、登校のときには開けておくことは考えられるかなと思っております。まだ、どこから必ずこう入りますというのは、工事業者、それから学校現場との打ち合わせをさせていただいて、考えていきたいなと思っております。できるだけ、子供たちに影響がないような形で、進めてまいりたいと思っております。

教育委員

工事用ゲートというのはどういったゲートで、朝にそこを開けておいた際に子どもたちが通っても危なくないのかを教えてください。

次長兼教育総務課長

まず、工事用の車両につきましては、C棟の横あたりがおそらく工事ヤードとして、工事関係者の車両等の駐車スペース等になってまいりますので、校門から入りそのまま下にさがり体育館の前と現A棟の間とこの工事用ゲートを通して、さらに安全通路のほうの工事用ゲートを通過します。

これも、工事業者や学校との打ち合わせを、本契約の後に予定をしておきまして、当然、児童の登校時にこちらの車が通らないような形で、我々としては考えております。

どうしてもという場合には、交通誘導員がついている形はとって、安全対策には万全を期していく必要がありますので、そういったことで、事故が絶対にならないようにしてまいりたいと考えております。

基本的には、登校時間には車の侵入等はしないという形で、現場との打ち合わせはしてまいりたいと考えております。

教育長

ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので討論を終結いたします。それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。それでは、第5号議案、島本町子ども・子育て会議委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長 それでは、第5号議案、島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。委嘱候補者は、名簿10番の永井由美子様でございます。このたび、島本町社会福祉協議会から選出いただいております前任者の後任として、御推薦をいただいたものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間である令和3年3月31日までとなっております。

候補者の永井様におかれましては、仏教大学をご卒業されており、本町では、様々な行政委員を歴任され、平成16年から平成24年まで、2期にわたって本町の教育委員としてご活躍いただいた方でございます。また、島本町社会福祉協議会では、副会長に就任されたところでございます。

資料の3ページをご覧ください。島本町子ども・子育て会議の概要をお示ししております。この内容に基づきまして、今回の委嘱をお願いするものでございます。

以上、大変簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 これより本案に対する質疑を行います。質問がある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので討論を終結いたします。それではお諮り

いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
お諮りいたします、第6号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとして御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、第6号議案については、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
第6号議案「教職員(管理職)人事について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 [教職員(管理職)人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。